

○総務省令第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月十三日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の九の二を第一条の九の三とし、第一条の九の次に次の一条を加える。

（法第二十条の十一の提供方法）

第一条の九の二 官公署又は政府関係機関の職員は、法第二十条の十一の規定により資料の提供を行う場合において、電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して当該提供を行うときは、次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行

うことができる。

一 指定法人（地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものをいう。第九条の八を除き、以下同じ。）が使用し、及び管理する電子計算機その他の機器で通信の交換及び伝送を確実かつ円滑に行うのに必要な能力を有するもの（以下「特定電子計算機等」という。）に、当該官公署又は政府関係機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十条の十一の規定により提供する事項を送信すること。

二 特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、徴税吏員の使用に係る電子計算機に伝送されること。

三 当該徴税吏員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供を行う事項が記録されること。  
第二条に次の一項を加える。

3 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の表の(六)の上欄に掲げる申告書を提出する者は、当該申告書を提出すべき市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を

書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

第二条の四第一号イ中「地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものの使用に係る電子計算機その他の機器で通信の交換及び伝送を確実かつ円滑に行うのに必要な能力を有するもの（ロにおいて「特定電子計算機等」という。）」を「指定法人が使用し、及び管理する特定電子計算機等」に改める。

第二条の五の二に次の一項を加える。

3 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して特別徴収票を提出する者は、特別徴収票を提出すべき市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

第三条に次の一項を加える。

4 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、当該申告書等を提出すべき道府県知事の定めるところにより、当該道府県知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

第五条に次の一項を加える。

4 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、当該申告書等を提出すべき道府県知事の定めるところにより、当該道府県知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

第九条の二の三の次に次の一条を加える。

(法第二百九十四条第三項の通知方法)

第九条の二の四 市町村長は、法第二百九十四条第三項の規定により通知をする場合において、電子情報処理組織（情報通信技術利用法第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して当該通知を行うときは、次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うことができる。

一 指定法人が使用し、及び管理する特定電子計算機等に、当該市町村長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二百九十四条第三項の規定により通知すべき事項を送信すること。

二 特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、法第二百九十四条第三項に規定する他の市町村の長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

三 当該他の市町村の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知すべき事項が記録されること。

第九条の三の二中「地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものの使用に係る」を「指定法人が使用し、及び管理する」に改め、同条を第九条の三の三とし、第九条の三の次に次の一条を加える。

（法第三百十七条の通知方法）

第九条の三の二 市町村長は、法第三百十七条の規定により通知をする場合において、電子情報処理組織（情報通信技術利用法第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して当該通知を行うときは、次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うことができる。

一 指定法人が使用し、及び管理する特定電子計算機等に、当該市町村長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第三百十七条の規定により通知すべき事項を送信すること。

二 特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、法第三百十七条に規定する税務署長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

三 当該税務署長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知すべき事項が記録されること。

第十条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第四項」を「第六項」に、「の使用に係る」を「が使用し、及び管理する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者（法第三百十七条の六第五項及び第六項の適用を受ける者を除く。）は、当該申告

書等を提出すべき市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができ。

第十条の二に次の一項を加える。

4 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、都知事の定めるところにより、都知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができ。

第十四条に次の一項を加える。

3 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の四の上欄に掲げる書類を提出する者は、当該書類を提出すべき市町村長（法第七百四十五条第一項において法第三百八

十三条を準用する場合にあつては、道府県知事。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

第二十四条の二十九に次の一項を加える。

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第七百一条の四十六第一項及び第七百一条の四十七第一項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七百一条の四十九第二項の修正申告書を提出する者は、当該申告書を提出すべき指定都市等の定めるところにより、当該指定都市等の長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の地方税法施行規則第二条の四第一号イの規定による指  
定を受けている法人は、この省令の施行の日に、この省令による改正後の地方税法施行規則第一条の九の  
二第一号の指定があつたものとみなす。